

対象建築物及び設備の一覧

A. 建築物の一覧表		規模※ 3年ごと	グループ
(1) 劇場 映画館 演芸場		①当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ②当該用途の床面積(客席部分)が200㎡以上の場合 ③主階が1階にない場合 ④当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合	グループ③
	観覧場(屋外観覧場は除く。) 公会堂 集会場	①当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ②当該用途の床面積(客席部分)が200㎡以上の場合 ③当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合	
(3) 病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。) 旅館、ホテル(簡易宿所を含む) 共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る。) 寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。) 就寝用福祉施設		①当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ②2階にある当該の床面積が300㎡以上の場合 ③当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合	グループ①
	体育館 (学校に付随する体育館を除く) 博物館	①当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ②当該床面積が2,000㎡以上の場合	グループ②
	(4) 美術館 図書館 ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場		
(5) 百貨店 マーケット 公衆浴場 展示場 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー ダンスホール 遊技場 待合 料理店 飲食店 物販店舗		①当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にある場合 ②2階にある当該用途の床面積が500㎡以上の場合 ③当該床面積の床面積が3,000㎡以上の場合 ④当該用途(100㎡超の部分)が地階にある場合	グループ③

※該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外

B. 設備等の一覧表		対象 1年ごと
昇降機等	エレベーター	下記以外のエレベーター ①労働安全衛生法施行令第1条第9号による簡易リフト ②労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号による積載荷重が1トン以上のエレベーター(簡易リフト、建設用リフトを除く) ③一戸建ての住宅に設けられたエレベーター
	エスカレーター 小荷物専用昇降機	一戸建ての住宅に設けられたエスカレーター以外のエスカレーター フロアタイプに限る。※1
	準用工作物 観光用エレベーター 遊戯施設	全て
建築設備	換気設備(自然換気設備を除く)	定期報告の対象となる建築物に設けられる当該設備
	排煙設備 (排煙機又は送風機を有するものに限る)	
	非常用の照明装置	
防火設備	防火設備	①定期報告の対象となる建築物に設けられる防火設備 (随時閉鎖式のものに限る。) ②たて穴区画などにおいて防火設備設置が義務づけられている建築物の内、病院、有床診療所、就寝用福祉施設に設けられる防火設備 (随時閉鎖式のものに限る。)*2

※1 1戸建て等の個人住宅に設置したものを除く

※2 該当する用途部分の床面積の合計が200㎡以上

…新たに報告対象となったもの